(iv)　二千十一年四月一日から二千十二年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び繰延利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表五に掲げられる。）。ただし、(A)から(C)までに定める条件が満たされている場合に限る。

(A)　ＩＭＦの理事会が、二千十一年四月一日から二千十一年九月三十日までにコートジボワール共和国政府のためのＰＲＧＦに基づく取極の審査を終了すること。

(B)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し合意議事録の署名の後三年の間六箇月ごとに送付すること。

(C)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加している債権諸国に対する支払を弁済期日に行うこと。

(2)　繰延債務の総額は、四十八億千六百十五万五千三百七十四円（四、八一六、一五五、三七四円）になる。

(3)　(2)に規定する総額並びにこの書簡の付表一から五までに係る修正は、コートジボワール共和国政府の関係当局及びＪＩＣＡが行う最終的照合の後に、日本国政府及びコートジボワール共和国政府の関係当局間の合意により行うことができる。

3　債務繰延べの条件は、コートジボワール共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される債務繰延契約であって、なかんずく次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)　繰延債務の各々は、この書簡の附属書Ⅰに掲げる支払計画に従って二千二十七年四月一日に始まる四十八回の半年賦払によって支払われる。

(2)　繰延債務に対する利子率は年〇・〇一パーセントとし、二千九年四月一日又は繰延債務の各々の弁済期日のいずれか遅い時点から適用される。

4　3にいう債務繰延契約には、5に規定する支払の条件を含む。

5　(1)　支払猶予される債務は、コートジボワール共和国政府がＪＩＣＡに対して負う次の(a)及び(b)にいう債務から成る。

(a)　繰延債務に対して二千九年四月一日から二千十二年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に課される利子の百パーセント

(b)　コートジボワール共和国政府と基金又は銀行との間で千九百八十三年七月一日以後に締結された借款契約及び債務繰延契約に従って支払われるべき次の債務

(i)　過去に繰り延べられなかった債務であって二千九年三月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び契約上の利子（遅延利子を含む。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表六に掲げられる。）

(ii)　過去に繰り延べられた債務であって二千九年三月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び繰延利子（遅延利子を含む。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表七に掲げられる。）

(iii)　二千九年四月一日から二千十年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したか又は到来する未払の元本及び契約上の利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表八に掲げられる。）

(iv)　二千十年四月一日から二千十一年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び契約上の利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表九に掲げられる。）。ただし、(A)から(C)までに定める条件が満たされている場合に限る。

(A)　ＩＭＦの理事会が、二千十年四月一日から二千十年九月三十日までにコートジボワール共和国政府のためのＰＲＧＦに基づく取極の審査を終了すること。

(B)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し合意議事録の署名の後三年の間六箇月ごとに送付すること。

(C)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加している債権諸国に対する支払を弁済期日に行うこと。

(v)　二千十一年四月一日から二千十二年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び契約上の利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表十に掲げられる。）。ただし、(A)から(C)までに定める条件が満たされている場合に限る。

(A)　ＩＭＦの理事会が、二千十一年四月一日から二千十一年九月三十日までにコートジボワール共和国政府のためのＰＲＧＦに基づく取極の審査を終了すること。

(B)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し合意議事録の署名の後三年の間六箇月ごとに送付すること。

(C)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加している債権諸国に対する支払を弁済期日に行うこと。

(vi)　二千九年四月一日から二千十二年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び契約上の利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表十一に掲げられる。）。ただし、(A)から(C)までに定める条件が満たされている場合に限る。

(A)　ＩＭＦの理事会が、二千十一年四月一日から二千十一年九月三十日までにコートジボワール共和国政府のためのＰＲＧＦに基づく取極の審査を終了すること。

(B)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し合意議事録の署名の後三年の間六箇月ごとに送付すること。

(C)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加している債権諸国に対する支払を弁済期日に行うこと。

(2)　(a)　(1)　(a)にいう債務を以下「支払猶予債務Ⅰ」という。

(b)　(1)　(b)(i)及び(ii)にいう債務を以下「支払猶予債務Ⅱ」と総称する。

(c)　(1)　(b)(iii)から(v)までにいう債務を以下「支払猶予債務Ⅲ」と総称する。

(d)　(1)　(b)(vi)にいう債務を以下「支払猶予債務Ⅳ」という。

(3)　(a)　支払猶予債務Ⅰの総額は、百三十万七千百四十四円（一、三〇七、一四四円）と見積もられる。

(b)　支払猶予債務Ⅱの総額は、五十三億四千五百九十三万二千百十円（五、三四五、九三二、一一〇円）と見積もられる。

(c)　支払猶予債務Ⅲの総額は、十三億三千百三十万七千七百三円（一、三三一、三〇七、七〇三円）と見積もられる。

(d)　支払猶予債務Ⅳの総額は、百六十九万千百五十二円（一、六九一、一五二円）と見積もられる。

(4)　(3)に規定する総額並びにこの書簡の付表六から十までに係る修正は、コートジボワール共和国政府の関係当局及びＪＩＣＡが行う最終的照合の後に、日本国政府及びコートジボワール共和国政府の関係当局間の合意により行うことができる。

(5)　(a)　支払猶予債務Ⅰ、Ⅲ及びⅣの各々は、この書簡の付属書Ⅱに掲げる支払計画に従って、二千十二年九月三十日に始まる七回の年賦払によって支払われる。

(b)　支払猶予債務Ⅱの各々は、この書簡の付属書Ⅲに掲げる支払計画に従って、二千十年三月三十一日に始まる十五回の半年賦払によって支払われる。

(6)　支払猶予債務ⅠからⅣまでに対する利子率は年〇・〇一パーセントとし、二千九年四月一日から適用される。

6　コートジボワール共和国の債務（この了解が対象とする債務を含む。）の再編に関連してコートジボワール共和国政府の代表者及び債権諸国政府の代表者が新たな結論に到達した場合には、日本国政府とコートジボワール共和国政府との間でこの了解の継続又は修正について討議するために協議が行われる。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をコートジボワール共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十六日にアビジャンで

コートジボワール共和国駐在
日本国特命全権大使　岡村善文

コートジボワール共和国
経済・財務大臣　シャルル・コフィ・ディビ閣下